

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

旭川国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年12月まで

私が20歳になったことから、昭和43年*月頃にA県B市において、母親が国民年金への加入手続をしてくれた。

国民年金保険料については、昭和43年*月から47年12月までの期間は母親が納付し、48年1月以降は私がC県D市に転居したことから私自身で納付するようになった。

国の年金記録を確認したところ、母親が国民年金保険料を納付してくれていた期間のうち、申立期間の保険料が未納となっていたので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無い。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は、申立期間において保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立期間に近接する昭和48年4月から49年3月までの期間について、当初、オンライン記録では、申立人の国民年金保険料が未納と記録されていたが、国民年金被保険者台帳の納付記録及び申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録から、当該期間の保険料が納付済みであることが判明したため、平成20年9月25日付けで未納期間から納付済期間へと記録が訂正されており、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では、申立人の納付記録を適切に管理していなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間、57年4月から62年3月までの期間、平成元年3月、15年9月から16年3月までの期間、及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、ともに、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和57年4月から62年3月まで
③ 平成元年3月
④ 平成15年9月から16年3月まで
⑤ 平成16年12月

国民年金の加入手続について、明確に記憶していないが、婚姻後の昭和55年4月頃に国民年金に加入した。

国民年金保険料は、私が、夫婦二人分をA町役場（現在は、B市役所A総合支所）のC支所や金融機関で納付していた。

また、国民年金保険料を納付することができない場合は、夫がC支所に出向き、同支所の職員から書類に記入及び押印を求められ、夫婦二人分の免除申請手続を行っていた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことや納付を免除されていたことを示す資料は無く、保険料を納付した具体的な時期や納付金額、免除申請を行った時期は記憶していないが、私が妊娠及び出産した前後の期間は、免除申請を行っていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、全ての申立期間について、国民年金保険料納付に関する記憶が明確ではないほか、保険料納付の免除申請手続を行っていたとする申立人の夫も保険料納付の免除申請に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は、全ての申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付又は免除申請をしていたと主張しているが、申立人の夫も当該期間の保険料は全て未納となっており、夫婦の記録は一致している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、及び保険料の納付を免除され得る状況にあったことや免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた又は免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、免除されていたものと認めることはできない。